

- たつて締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に関する条件に違反した入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
設定しない
- (6) 契約の締結期限等
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者は、落札後7日以内に契約を締結しなければならない。
- (7) その他詳細は入札説明書による。

登載依頼**熊本県監査委員公告第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人千歳睦男から平成15年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成16年4月14日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
	船	田	直	大